

農家小組合はいかなる経緯で農協の基礎組織になったのか － 集落農業者組織の整備と系統化を中心に－

増田佳昭

はじめに

－ 「村落」と「農協」とのはざま

農家小組合については歴史研究において、多くの蓄積があり、その範囲をどう考えるかを中心に、論争も少なくない。ただ、農協研究者として少なからず気になっている点がある。それは、「村落」と「農協の基礎組織」との間の距離感である。農協というのは戦後農協法によって制度的な裏付けがなされた、いわば特殊歴史的な存在である。言ってみれば、戦後になって初めて出来た組織である。これに対して、村落はとくに制度的な裏付けがあるわけではなく、それ自体は抽象的な存在である。その意味で、村落と戦後農協の基礎組織とは相当の距離があると思う。

たとえば、産業組合生成の母体として村落の自治的性格に着目して論争の出発点となった斎藤仁氏の論稿でも、「農協」という用語が安易に使われているように思う。「農協」という組織は、たんに小農民の組織というだけでなく、もう少し具体的に村落共同体の範囲の小農民の組織として成立したし、今日もなお何らかのかたちで村落を組織の一つの基盤としている^{注1)}、「農協はこうして、部落の内部に、その機能組織として生まれるし、また逆にそのようなものとしてつくられてはじめて組織が可能となる」^{注2)}な

どである。

ここでは斎藤氏は、「産業組合」でもなく「農会」でもなく、まさに「農協」を村落と直接的に結びつけている。周知のように戦後の農協は、戦中に昭和18年の農業団体統合で生まれた農業会を直接の前身としている。また、農業会は農会と産業組合の合体によって創設されたものである。斎藤氏は産業組合の成立を村落の自治性との関係で論じたのだが、歴史的な事実として農会との関係が捨象されているし、また、農業会を前身とする戦後農協の特殊歴史的な性格についての配慮も希薄である。斎藤氏が、「農協」の用語を「農村ないし農民の協同組合」という一般的な意味で用いたにせよ、「村落」と「農協」との間には、歴史事実において、また論理的な関係において、相当の距離があるのではないか。

両者の距離を埋めるものは、集落における「農業者組織の確立」と農会や産業組合などの上部団体との組織的關係の確立、すなわち「系統化」という2つのステップだったと考えられる。「農業者組織の確立」は主に、大正後期から昭和初期にかけて府県主導で行われ、その背景には大正11年の新農会法があった^{注3)}。また、「系統化」の動きは昭和7年の農村経済更生運動期以降、さらには戦時体制期に進んだものである。本稿では、この2つのステップについて、制

度的な側面を中心に考察してみたい。

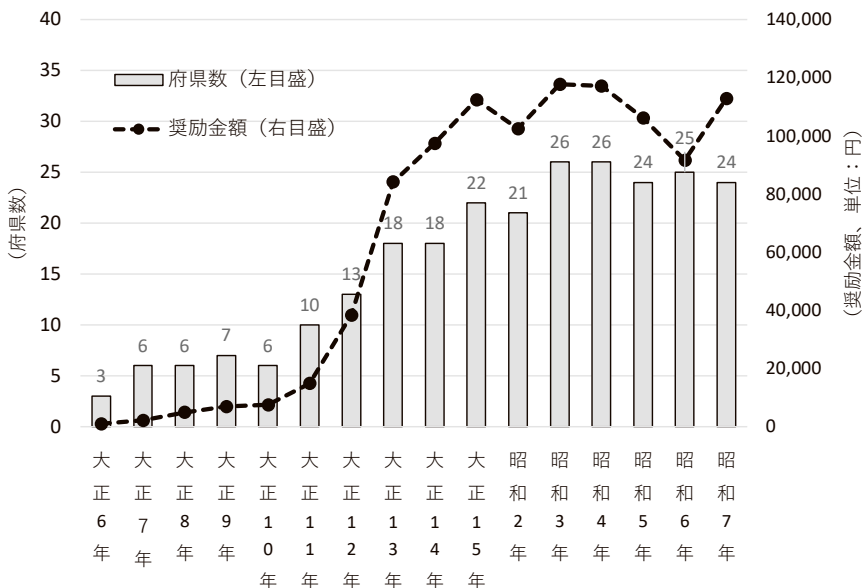
道府県、道府県農会による 農家小組合の設置奨励

まず第1のステップとしての「農業者組織の確立」である。その意味は、農家小組合を、部落ないし町内会と呼ばれた集落住民組織と区別される農業者の組織として確立させることである。戦前において農村集落の構成員の多くが農業者（耕作農民及び地主）であったにせよ、集落には非農業者も存在した。集落を農業技術改良や農業指導の末端組織として位置づけ整備するには、集落そのものではなく農業者の独自の組織とするのが望ましい。こうした意図の

もとで、明治の後期以降、農会による農家小組合整備の動きがあった。たとえば、明治時代に農家小組合奨励設置をみた県としては、明治29年に鹿児島、千葉、同35～36年に宮城、静岡、同37～39年に福岡、岡山、広島、同40～42年に鳥取、高知、同43～44年に埼玉、茨城、福井があげられている^{注4)}。また本誌前稿で述べたように農会による「農会部設置」によって、集落組織内に農会担当者を設置することで市町村農会と集落と組織地の連携を図る動きもみられた。

このような動きは一部の県に限られていたが、大正11年の新農会法制定を背景に、農家小組合設置奨励が全国的な動きとなった。〈図1〉は、農林省『農家小組合に関する調査』（昭和11年）の数値をもとに、

図1. 農家小組合奨励金の実施府県数と金額の推移



注) 調査に回答した28府県についての集計。但し年次によって未回答の県もある。

資料) 農林省『農家小組合に関する調査』、昭和11年、256頁より増田作成。

府県の農家小組合奨励措置の状況をグラフ化したものである。調査に回答した府県数が28府県と限られているが、傾向はよくわかる。農家小組合に対する奨励金を実施する府県数は、大正10年までは6～7県であったが、大正11年に10、同12年に13、同13年に18へと急増する。さらに、昭和3年には26府県となってほとんどの府県で実施されている。また奨励金の額も、大正末期にうなぎ登りに増加したこともわかる。このように、集落農業者組織の整備は、大正末期から昭和初期にかけて府県主導で、奨励金をテコに、急速に進められたことがわかる。

農会による設立指導の方法

では、道府県による農家小組合設立奨励策は具体的にどのように行われたのであろうか。農家小組合への奨励規程は大きく分けて県が発出するものと県農会のそれとがあって、数の上では後者が多数を占めている。前出『農家小組合に関する調査（昭和11年）』に掲載されたものを見ると、北海道、

群馬、神奈川、奈良、岡山、高知では、道県が定めるかたちを取っており、その他は農会名での規程となっている。

その内容を、長野県農会の場合をみると、農家組合を「市町村農会の下にありて農業の改良その他農村の開発に関する各種共同施設の実行協約共励並びに伝達を目的とし最寄農家20戸ないし40戸」と規定、奨励金は県農会から郡市農会に対して支出されるかたちをとっており、農家小組合の奨励のために郡農会が町村農会に支出した金額、市農会が小組合に支出した金額の2分の1以内を助成する仕組みであった。

滋賀県の農業組合奨励規程（昭和7年）の場合は、農業組合の要件として、大字を単位とすることのほか、「本会の指示する共同事業5種以上を実行すること」として指定の共同行為の実施を義務づけており、さらに市町村農会その他の上級農会の指導監督を受けることを条件としていた。

いずれにしても、奨励金はほとんどの府県で郡農会または市農会に対して府県または府県農会から助成されていた。こうした関係は、農家小組合に対する「指導機関」

表1. 指導機関別農家小組合数と割合（昭和8年）

(単位：組合、%)

	道府県または市町村	農会	産業組合	養蚕業組合	畜産組合	その他	計
総数	47,392	182,445	11,751	32,542	7,790	6,486	235,036
一般的事業を行う小組合	21,272	121,886	5,772	1,688	3,515	750	131,428
特殊事業を行う小組合	26,120	60,559	5,979	30,854	4,275	5,736	103,608
総数	20.2	77.6	5.0	13.8	3.3	2.8	100.0
一般的事業を行う小組合	16.2	92.7	4.4	1.3	2.7	0.6	100.0
特殊事業を行う小組合	25.2	58.5	5.8	29.8	4.1	5.5	100.0

資料) 農林省『農家小組合に関する調査』、昭和11年、164頁。

表 2. 農家小組合の設立状況－滋賀県と愛知県東春日井郡の比較－

年	滋賀県			愛知県東春日井郡			
	農業組合数	加入者数 (人)	組織率 (※)	農事改良実行 組合数	加入者数 (人)	農家数 (戸)	組織率 (※2)
大正13年	179	9,005	10.0	6	193	12,434	1.6
大正14年	347	9,202	19.4	153	4,838	12,539	38.6
大正15年				208	6,112	12,356	49.5
昭和2年	415	16,596	23.2	254	7,223	12,321	58.6
昭和3年	480	18,958	26.8	316	8,330	12,141	68.6
昭和4年	533	20,805	29.7	319	8,416		
昭和5年	953	23,182	53.2				
昭和6年	653	25,923	36.4				
昭和7年	703	28,038	39.2				
昭和9年	901		50.3				
昭和12年	1,223		68.2				
昭和14年	1,759		98.2				

『滋賀県農業団体史』昭和35年
※県下部落数1792に対する割合

『東春日井郡農会史』昭和4年
※2 郡内農家数に対する割合

に反映しているとみられる。〈表 1〉は、昭和 8 年時点の指導機関別の農家小組合数とその割合を見たものだが、一般的事業を行う小組合13万組合ほどのうち約12万組合、93%までが農会を指導機関としている。上述のように農家組合への指導と助成金の経路が農会経由であったから、集落農業者組織としての農家小組合が、農会の指導下に位置づけられていたことがよくわかる。

府県単位で設立指導がなされたこともあって、農家小組合の設立普及の進度は、府県ごとにより異なっていたようである。さしあたり手許にある滋賀県と愛知県東春日井郡の農家小組合の年次別普及状況をみると東春日井郡の場合は昭和 4 年までに農家数の 7 割をカバーする設立状況だが、滋賀県の場合は設立集落数の割合が 7 割になるのは昭和12年になってである。府

県ごとの設立指導、その後の活動奨励などの違いが反映しているものとみられる。

奨励金と競進会による活動奨励

興味深いのは郡農会による農家小組合奨励策の内容である。昭和 4 年に刊行された愛知県東春日井郡農会史にその詳細が記述されているので紹介しておく。愛知県は大正12年に農事改良実行組規約準則を定め、大正13年に同補助規程を定めて県費による補助金支出がなされるようになった。また、昭和 2 年には県が農事改良実行組合競技会準則、さらに昭和 3 年には農事改良実行組合競技会規程を定めて、小組合の競争と表彰事業を実施した^{注5)}。

東春日井郡農会では、従来の「篤農家指導養成を旨としたる個人的指導の方針」を

改めて「専ら農事改良実行組合単位の指導」を行うように方向転換し、昭和2年から「農事改良実行組合経営競進会規程」を設けて、組合間の競争を組織してその指導の実をあげることになった^{注6)}。

この競進会は、郡内のすべての農事改良実行組合の強制参加で、審査の拒否や授賞辞退も禁じられるという強制力の強いものであった。審査は実行組合の経営内容を点数評価によって競うもので、昭和2年度の配点をみると、米共同採種圃（100点）、麦共同採種圃（100点）、肥料共同購入（100点）、肥料共同配合（100点）、緑肥栽培施用（100点）、メイ虫駆除予防（100点）、蚕種統一（100点）、共同作業（100点）、貯金及び財産蓄積（200点）、組合長会出席成績（100点）、帳簿完備並びに記載（100点）、組合成績月報実行（100点）となって、各項目の得点合計を組合の総得点とする。それぞれの評価項目についてさらに細目が定められていて、たとえば共同採種圃の場合、計画（25点）、経営法（20点）…共同経営20点、委託集団は15点、個人委託は10点、管理（15点）、種子配付（一定以上の反収を40点、減点方式）などとなっていた。

こうして愛知県の事例をみる限り、農事改良実行組合の設立と活動は行政主導の性格が相当強かったようである。助成金については、新農会法で賦課金の強制徴収が可能になって系統農会の財務基盤が強化されたことも背景にあったであろう。その意味では、小組合への助成金も会員が払った賦課金の環流とみることもできる。小組合の規約を示し、それに則って小組合をつくったものに助成金を支払い、競進会で集落間

競争をあおって活動を督励する、その原資の一部が会員の賦課金だとすれば、ある意味でよく出来た仕組みだったように思う。

農家小組合の系統化へ

－法人化と産業組合加入

「村落」と「農協の基礎組織」との距離を埋めるもう一つのステップが集落農業者組織の「系統化」である。それは、農業者の独自の組織として設立された農業組合などが、上部団体である農会や産業組合とどのような制度的結びつきを持ったかである。

愛知県東春日井郡でみたように、農会の設立と指導は基本的に農会系統が行っていた。したがって、前出〈表1〉のように、農会の指導を受けるという点で農会の系統化にあったとみてもよい。しかし、市町村農会と農家小組合との関係は、助成金をテコにした助成－被助成、指導－被指導の関係ではあっても、農家小組合が市町村農会の会員として位置づけられていたわけではない。農家小組合を上部団体である農会の会員に位置づけることの必要は、農村恐慌とその後の農山漁村経済更生運動の中で強く意識されるようになり、また日中戦争開戦後の戦時体制のもとで経済統制をより強固にするために、農家小組合の系統化が実施されることになった。以下ではその経緯をみておきたい。

農会による農家小組合の系統化

－集落を選挙区とする総代による関係づけ

農業団体の系統組織という意味では、系

統農会といわれるように農会がもっとも整備されていたことは確かである。明治43年の農会法改正で、系統農会中に帝国農会を加えることで全国団体が法制化され、大正11年の農会法大改正で、各級農会は公法人とされ、帝国農会を頂点に、道府県農会、郡農会、市町村農会のピラミッド組織が整備されるに至った。

ただ、単位組織である市町村農会は個人加入のかたちをとっており、部落等を単位とする下部組織は農会制度の中に法的に位置づけられていたわけではない。単位組織である市町村農会の下部に農家小組合を位置づける場合、それを市町村農会に正式に「加入」させるのがもっともわかりやすいが、新農会法制定時にはそのような位置づけはなされていなかった。

農家小組合と農会との組織的關係づけの第一歩は、昭和9年の農会法施行規則の改正であった。それによって市町村農会の総代選挙において「選挙区」を設置することが可能になった。それまでは、総代は市町村全域を選挙区としていたのだが、それによって選挙区と部落組織とを一致させることで単位農会と部落組織との連動が図られるようになった。「帝国農会史稿」はこの措置を、「法人格のない組合を農会に加入せしめることは法政上困難なので選挙区の制度を利用し、選挙区の区域を農家組合と同一ならしめ、その選挙区に属するものがその選挙区選出の総代たり得る途をひらいたものであった」としている^{注7)}。

その後、戦時体制下の昭和13年10月開催の第30回帝国農会通常総会では、「農家組合をして部落区域の下部実行機関として整

備し、なおできるだけ法人化し必要に応じ産業組合に加入せしめること」とともに、「農会総代は可及的に農家組合幹部より選出するようにすること」を決議している^{注8)}。部落組織の制度的な系統化は系統農会の悲願だったといってもよい。

戦時体制下で

非法人の農家小組合も農会会員に

—昭和15年農会法改正

その悲願が達成されたのは、戦時統制の一環として行われた昭和15年の農会法改正によってである。同改正では、農会事業が「農業の奨励」から「農業の奨励及統制」と改められ、農会の「利益代表的色彩が薄れ、寧ろ国家の代行機関」としての性格が明確に付与されることになった^{注9)}。

農事組合等の農家小組合については、農会法第16条の2で「町村農会又は市農会の地区内の農業に関する団体は第11条の規程に拘わらず命令の定むる所に依り当該町村農会又は市農会に加入することを得」として加入が法認された。勅令（ほぼ現在の政令にあたる）では、具体的に「農事実行組合及部落其の他之に準ずる区域を地区とし其の地区内の農業者を以て組織する団体にして隣保共助の精神に則り農業の改良発達を図るを以て目的とするものとす」と定めていた。ここでは、加入資格を法人に限らず任意団体も加入することができることとなったのである。帝国農会史稿によれば小組合の農会加入は「昭和15年度内に概ね目標を達成」したとのことであるから、形式的には農家小組合のほとんどが農会の会員

になったということのようである^{注10)}。

こうした農事組合等について、系統農会はこの頃から「部落農業団体」の用語を用いるようになってきている。農会関係者向けの解説書として書かれた前出書によれば、「農家の自主的団体として部落に於ける農業生産、経済、農業生活等各般の問題の処理に当たるものであって、特定の事業だけを行うために限られた者で組織した団体、例えば養鶏組合、養豚組合等は含まれない。部落の全農家の加入していることが望ましい。又農業者以外の者の加入も拒むわけではない」^{注11)}と述べている。「部落農業団体」は、部落を単位にした農業者網羅組織として想定されていたのである。

市町村農会に正式加入した部落農業団体の農会内での地位も興味深い。一つは、団体の代表者を農会の「業務担当委員」とすることができるようになった。これは、「農会の役員でも職員でもない農会の機関」^{注12)}であるとされている。もう一つは、会員となった部落農業団体は、総代の選挙権および被選挙権を持つことになった。すなわち団体として一票の投票権を持ち、また団体自身としても総代に選ばれることができるようになったのである。

農事実行組合の法人化と 産業組合加入

他方、単位組合における農家小組合等の制度的な系統化は、昭和6年に蚕糸業組合法が最初である。蚕糸業組合法は、養蚕業組合、蚕種業組合、産業組合製糸組合、製糸業組合、生糸問屋業組合、生糸輸出業組

合を垂直的に包含し、「蚕糸業の改良発達及び統制」を図るための組織であった。いわば蚕糸産業全体を統制するための垂直的組合組織といっている。

養蚕業組合はほぼ郡単位で設立されたが、その構成員は養蚕農家ではなくて養蚕実行組合であった。養蚕実行組合は法人とされ、7人以上の設立者が必要で、名称、地区等を規約に定め、行政官庁への届けと設立登記をすることになっていた。また、養蚕実行組合は市町村域以内で組織されることとされた。

昭和7年には産業組合法第7次改正で、農事実行組合の法人化と産業組合加入が法定化されたが、実行組合設立等については、上記蚕糸業組合法をほぼ全面的に準用している。農事実行組合は法人とされ、養蚕実行組合と同様に、行政庁への届出と設立登記の手続きを経て、産業組合への加入がなされることになった。農事実行組合は、部落その他の区域で設立され、農業者が隣保共助によって共同の利益を実現することを目的とするものとされた。登記事項は目的、名称、事務所の所在地（地番は要せず）、設立限月日、理事の氏名及び住所と簡便であり、登記料は無料とされた。

蚕糸業組合法と違って、産業組合法はもともと法人の加入を想定していなかったが、第10条の2で、「法人は産業組合の組合員たることを得ず 但し農事実行組合、養蚕実行組合其他命令を以て定むる法人は此の限にあらず」として、例外的に農事実行組合等の加入を認めることとした。命令によって産組加入が認められた法人は、それ以外に（部落区域の）産業組合および

漁業組合であった。

農家小組合の「単なる法人化」

農事実行組合の法人化と産業組合加入については、必ずしも順調に進んだわけではない。昭和8年では、法人化された小組合（一般的事業を行うもの）は8,781組合、う

ち産業組合に加入するものは約3分の1、組合総数に対する産組加入組合の割合は2.3%であった〈表3〉。さらに昭和13年でも、法人小組合数は35,711組合、組合総数に対する産組加入組合の割合は14.5%に過ぎなかった〈表4〉。そして、前述の農会法15年改正による農会加入と相まって、昭和16年ではじめてその割合は51.2%とよう

表3. 農家小組合の法人化と産業組合加入状況（昭和8年）

	組合総数	法人たる小組合数	左のうち産業組合に加入するもの	組合総数に占める法人組合の割合 (%)	法人組合うち産組加入組合の割合 (%)	組合総数に対する産組加入組合の割合 (%)
組合総数	235,036	42,913	4,155	18.3	9.7	1.8
一般的事業を行う小組合	131,428	8,781	3,038	6.7	34.6	2.3
養蚕実行組合	36,822	34,132	1,117	92.7	3.3	3.0

資料) 棚橋初太郎『農家小組合の研究』76頁、原資料は農林省『農家小組合に関する調査』昭和11年。一部加工。

表4. 農家小組合の法人化と産業組合加入状況（昭和13年9月）

	組合総数	法人たる小組合数	左のうち産業組合に加入するもの	組合総数に占める法人組合の割合 (%)	法人組合うち産組加入組合の割合 (%)	組合総数に対する産組加入組合の割合 (%)
組合総数	276,157	85,234	34,844	30.9	40.9	12.6
一般的事業を行う小組合	174,128	35,711	25,232	20.5	70.7	14.5
特殊事業を行う小組合	102,029	49,523	9,612	48.5	19.4	9.4
うち養蚕関係以外	58,890	11,777	2,700	20.0	22.9	4.6
うち養蚕関係	43,139	37,746	6,912	87.5	18.3	16.0

資料) 棚橋初太郎『農家小組合の研究』78頁、原資料は帝国農会『農家小組合に関する調査』。一部加工。

表5. 農家小組合の法人化と産業組合加入状況（昭和16年1月）

	組合総数	法人たる小組合数	左のうち産業組合に加入するもの	組合総数に占める法人組合の割合 (%)	法人組合うち産組加入組合の割合 (%)	組合総数に対する産組加入組合の割合 (%)
組合総数	312,914	182,721	118,196	58.4	64.7	37.8
一般的事業を行う小組合	192,562	129,936	98,548	67.5	75.8	51.2
養蚕実行組合	120,352	52,789	19,652	43.9	37.2	16.3

資料) 棚橋初太郎『農家小組合の研究』79頁、原資料は農林省『農業団体に関する参考資料』昭和22年。一部加工。

やく過半数に達する〈表5〉。

このような農家小組合の法人化と産業組合加入の動きについて、棚橋初太郎はその著書『農家小組合の研究』の中で、農家小組合の「単なる法人化の傾向」と興味深い指摘をしている。棚橋は、「農家小組合の法人化とその産業組合加入との間に時間的距離の存したことは理解に苦しむところである」とした上で、「もっとも養蚕組合に関しては蚕糸業組合法によってその法人化が促進されたのであり、かつ法人化によって助成金の交付を受けることが出来るという便益があった」「単なる法人化小組合としての農事実行組合の存在もあるいはこれに対する助成金目当てのものだったとも推察されうる」と、いささか突き放した評価を下している^{注13)}。

農業会への移行と農家小組合

さて、昭和18年の農業団体法によって、農会、産業組合、養蚕業組合、畜産組合、茶業組合の5団体が統合、農業者はこれに強制加入することになった。農業者の強制加入は農会の制度と同じであるが、産業組合には非農業者組合員も少なからず加入しており、それは任意加入というかたちで変則的な位置づけがなされた。そのことが、戦後農協の准組合員問題につながることは、以前書いたとおりである^{注14)}。

問題は、農家小組合が農業会においてどのように位置づけられたかである。実は、農業団体法には、農家小組合に関する会員加入の規定は存在しない。農家小組合の会員としての加入制度は法律上消えたことに

なる。棚橋はこのことについて「これは農家小組合の機能が閑却された結果ではなく、『二重的な強制加入を避けただけ』のことであったと伝えられていた」と述べている^{注15)}。

しかし、終戦後のことになるが、昭和20年12月の農業団体法第2次改正において農事実行組合及び養蚕実行組合の農業会への法人加入（任意加入）が法制上認められるようになった。これによって制度的に、農家小組合に農業会の会員の地位が与えられることになった。

だが、昭和22年11月には農業協同組合法が公布されて農業会は解散されることになり、法人としての農事実行組合及び養蚕実行組合もまた、昭和23年8月を限りに解散されることになった。

戦後制定時の農協法においては団体の加入は認められていなかったが、昭和29年改正で「当該農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合」、「当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民の組織する団体」の加入（准組合員）が認められるようになって、農家小組合も農協の組合員になることができるようになった。とはいえ、この条項に基づいて農家小組合を農協の准組合員として加入させることはほとんどなされなかったとみられる。

おわりに

一行政主導の農家小組合育成と

上部団体による系統化

本稿では、農家小組合の整備育成過程とその系統化について、主に制度的な側面か

ら歴史的な経過を確認してきた。その中からみえてくることは、戦後農協の基礎組織につながる農家小組合すなわち集落農業者組織の整備が、きわめて行政主導、農会主導で行われてきたことである。もちろん、斎藤仁がいうように、その基盤にあったのは自治的性格を持った集落組織、自治村落だったにしても、それを齊一的に整備し活動を督励したのは道府県および道府県農会、そしてその下部に位置する郡市農会であったとみてよいであろう。その意味で、現在のJAの基礎組織につながる農家小組合が「上から」整備されたことは、十分に認識しておく必要があると思う。

ただ同時に、自治的で多様な実態を持つ集落組織を画一的に整備しようとするれば、そこに矛盾や摩擦が存在することは当然であろう。本稿では、農業者組織としての確立と上部団体による系統化についてみたが、前者はいわば集落内における「農業」の分離と農政系統（農林省－道府県農政）による抱え込み、系列化といってもよい。ところが、農家小組合は農業者組織を標榜しながらも生活改善の課題をも包含しようとするもので、必ずしも「農業」で自己完結するものではない。そこに、町内会・部落会と農家小組合の関係に関する内務省と農林省の深刻な対立が生じる原因があった^{注16)}。

また、系統化をめぐる総合的指導団体として系統化を主張する農会と、農村経済更生運動の中で力をつけてきた産業組合との対立も次第に現れてきた。詳細は省くが、県による助成金の交付ルートを農会経由でなく農家小組合に直接交付すべきとの主張も、産業組合側からなされている。さ

らに、養蚕実行組合、果樹の出荷組合など地域性に応じた集落組織が存在してそれぞれが系統化されていたのも現実である。果樹地帯などでは、農会、産業組合、同業組合の系列が三つ巴で集落組織の系列化を争ったところもあったようである。そうした問題は、農業会の発足で外見上は解決するのだが、農家小組合の整備が必ずしも齊一的になされたわけでないことにも注意が必要である。

さらに、農家小組合の整備や活動督励、さらには上部組織による系統化が、奨励金などの金銭的メリットを通じて行われたことは、棚橋がいうように「助成金目当て」であったかもしれない。だがそれは、農家小組合の行動も「経済合理的」であった一面を示すものでもあって、集落のしたたかさとみることも出来よう。齊一的にみえる農家小組合の組織化と系統化ではあるが、そこには、集落に基盤を持つがゆえの主体性や複雑さが存在したのではないかと推察するところである。そうした側面も含めて、農家小組合に関する理解を深める必要があると考える。

〈余録〉

産業組合中央会の農業団体再編成案

さて、資料収集をすすめるうちに、興味深い資料を見つけたので紹介しておきたい。それは、戦時体制を踏まえた農業団体再編にあたって各農林漁業団体から提出された新組織の構想を帝国農会がとりまとめた「農林漁業団体統制試案」と題するガリ版刷りの資料（昭和15年10月刊）である。

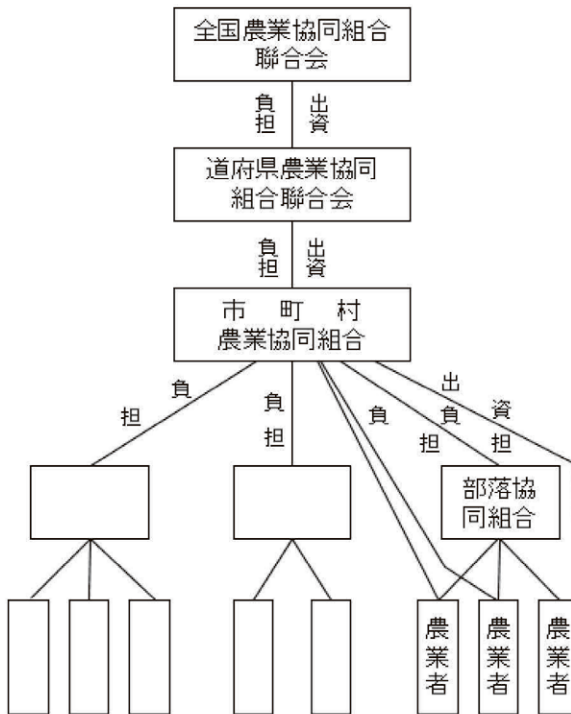
そこには、中央農林協議会案、中央物価統制協力会議案、昭和研究会案、産業組合中央会会頭伯爵有馬頼寧案、全国購買販売組合連合会会長千石興太郎案、全国養蚕業組合連合会会長福島喜男案、帝国耕地協案、中央畜産会副会頭河野一郎案、全国山林会連合会・大日本山林会・帝国森林会合同試案、全国漁業組合連合会案が収録されている。

ここで紹介したいのは、そのうちの産業組合中央会会頭・有馬頼寧の名で提出されたものである。「経済の指導原理は『利潤追求』を第一義とする自由主義より『公益優先』を第一義とする日本主義的指導原理

に置換えらるべきこと勿論である」, 「再編成せらるべき経済機構は生産, 配給, 消費の各部門を通じて組織的, 計画的にして上意下達, 下意上達の共同体的基礎の上に再建せられたる国民組織でなくてはならぬ」として当時の協同組合主義的統制論が色濃いものである。

注目すべきは新たな組織の名称である。〈図2〉に示すように、市町村農業協同組合を単位組合として、道府県農業協同組合連合会, 全国農業協同組合連合会として「農業協同組合」を名称とするピラミッド型組織を構想している。そして、実施する事業

図2. 産業組合中央会提出の農業団体統制試案



注) 「産業組合中央会会頭伯爵有馬頼寧案」として提出された農業団体統制試案。
資料) 帝国農会『農林業団体統制試案』(ガリ版印刷)、昭和15年10月、32頁。
増田再作図。

は「農業生産力の維持拡充」,「新生活体制の確立」,「国民組織の再編成」としている。また,「市町村内各部落には部落協同組合を置き市町村農業協同組合に加入せしめ其の細胞組織としての一切の事業を行うものとなすこと」として,「部落協同組合」の団体加入とそれを通じた事業実施を想定している。

戦後農協法の制定過程で,農林省とGHQとの対立がよく知られているが,すでに昭和15年の時点で「農業協同組合」の名を冠する団体案が提出されていることは,筆者の勉強不足かもしれないが,大変興味深いものである。

(本センター会長・滋賀県立大学名誉教授)

注

- 1) 斎藤仁『農業問題の展開と自治村落』,1984年,53頁。
- 2) 斎藤『同上書』,58頁。
- 3) 大正後期から昭和初期にかけての集落農業者組織の形成経過については,本誌前号を参照いただきたい。増田佳昭「JAの基礎組織を考える－農事実行組合等の成立経過について」,地域農業と農協,第52巻第2号,2023年,8-15頁。
- 4) 棚橋初太郎『農家小組合の研究』,昭和30年,6-7頁。
- 5) 愛知県東春日井郡農会『東春日井郡農会史』,昭和4年,1314頁。
- 6) 愛知県東春日井郡農会『同上書』1319頁。
- 7) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿記述編』,昭和47年,837-839頁。
- 8) 帝国農会史稿編纂会『同上書』,839頁。
- 9) 帝国農会『農会法改正と部落農業団体の責務』,昭和15年8月,4頁。
- 10) 帝国農会史稿編纂会『前掲書』,928頁。
- 11) 帝国農会『前掲書』,20-21頁。同様の記述は,帝国農会史稿編纂会『前掲書』928頁にもみられる。
- 12) 帝国農会『前掲書』,25頁。
- 13) 棚橋『前掲書』,80頁。
- 14) 増田佳昭「JAの三つの顔と准組合員問題－准組合員の歴史的な成立経過－」,地域農業と農協,第52巻第1号,2022年。
- 15) 棚橋『前掲書』,55頁。
- 16) 詳しくは,前出の増田佳昭「JAの基礎組織を考える－農事実行組合等の成立経緯について」,13頁。